

第1章 計画の趣旨

1 策定の目的

住宅は、個人生活の基盤であるとともに、地域社会の構成要素のひとつであり、その充実が私たちの暮らしにうるおいをもたらし、ひいては、社会全体に活力と安定をもたらします。

長野県住生活基本計画は、私たち県民の豊かな住生活の実現に向けて、住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な方針や取り組むべき施策を明らかにし、本県の住宅施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として定めるものです。

2 策定の経過・背景

本県では、住生活基本法（平成 18 年（2006 年）6 月 8 日法律第 61 号）の制定を受け、平成 18 年度（2006 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 10 年間を計画期間とする長野県住生活基本計画を平成 19 年（2007 年）3 月に策定し、住宅施策を推進してきました。

この計画は、社会経済情勢の変化等に対応するためにおおむね 5 年ごとに見直すこととされており、平成 24 年（2012 年）2 月に所要の変更を行い、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 10 年間を計画期間とする 2 期目の計画とし、「心の豊かさが実感できる住まいづくりをめざして」取り組んできたところです。

この間、少子高齢化がますます進展し、本格的な人口減少社会となりました。そして、世帯構成の変化で増加していた世帯数も、間もなく減少局面に移ろうとしています。世帯数の減少に伴う空き家の増加は、防災、衛生、景観などの面で地域社会に好ましくない影響を及ぼすおそれがあり、その対策が急務となっています。

また、土砂災害や大規模地震の発生に伴い、住宅の安全対策が喫緊の課題として強く意識されるとともに、環境意識の高まりやライフスタイルの変化などで一層多様化、高度化している居住ニーズに応える住宅市場の形成が、大きく期待されています。

国の住宅政策においては、住生活基本計画（全国計画）が平成 28 年（2016 年）3 月に見直され、今後 10 年の課題に対応するための政策を多様な視点に立って示し総合的に実施するものとして定められました。ここでは、「居住者」、「住宅ストック*」、「産業・地域」の 3 つの視点から 8 つの目標が立てられ、住宅政策の基本的な方針が示されています。

これらの背景や全国計画を踏まえ、本県においても、社会経済情勢の変化に的確に対応し、今後 10 年を見通した住宅施策の展開を図るため、必要な見直しを行い、3 期目の長野県住生活計画を定めることとしました。

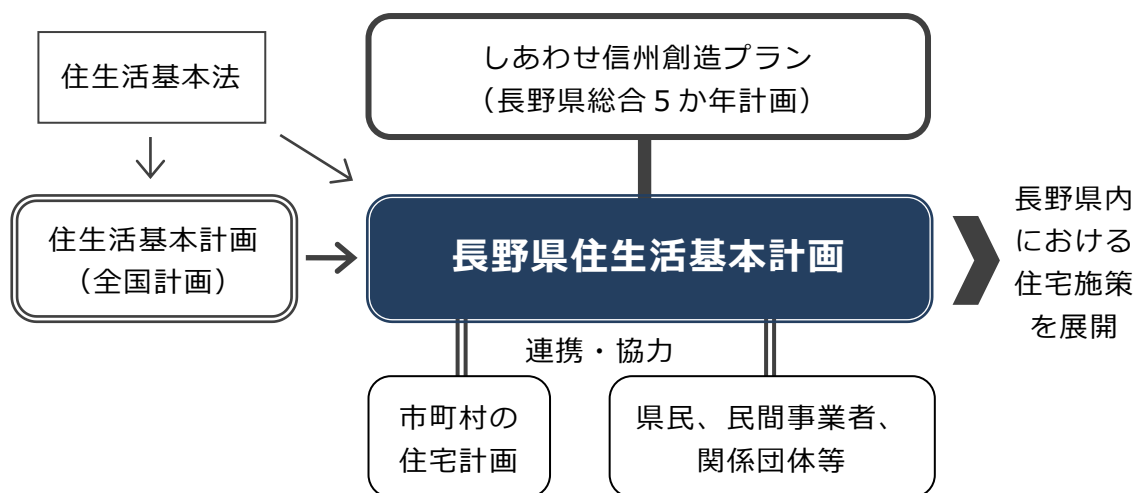


3 計画の位置付け

この計画は、住生活基本法に基づく都道府県計画であり、県民、民間事業者、関係団体等との連携のもと、住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、長野県がめざす住宅や居住環境のあり方を示すものです。

また、市町村が地域の実情に応じた住宅施策を計画する際の指針としての役割も担っています。

さらに、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）を推進する個別計画のうち、住宅分野の個別計画として位置付けられます。



4 計画期間

平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間を計画期間とします。

なお、長期的な目標を提示する観点から10年間を計画期間としていますが、社会経済情勢の変化や施策の効果に対する評価等を踏まえて、おおむね5年後に見直し、所要の変更を行います。

